

# 令和6年度越谷市社会福祉審議会

## 第2回障害者福祉専門分科会 会議録

日時：令和6年8月29日（木）

15：30～16：50

場所：越谷市中央市民会館4階  
第17・18会議室

### ●障害者福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（12名）

|        |    |                        |
|--------|----|------------------------|
| 村山 勝代  | 委員 | 越谷市民生委員・児童委員協議会        |
| 松田 繁三  | 委員 | 越谷市医師会                 |
| 鈴木 美穂  | 委員 | 越谷公共職業安定所              |
| 高橋 忠   | 委員 | 越谷市歯科医師会               |
| 桑原 礼子  | 委員 | やまびこ家族会                |
| 望月 美恵子 | 委員 | 越谷市聴覚障害者協会             |
| 会田 真理子 | 委員 | 越谷市ボランティア連絡会           |
| 愛甲 悠二  | 委員 | 埼玉県立越谷特別支援学校           |
| 中根 陽子  | 委員 | 埼玉県障害難病団体協議会           |
| 小澤 昭彦  | 委員 | 埼玉県立大学保健医療福祉学社会福祉子ども学科 |
| 横内 浩一  | 委員 | 公募委員                   |
| 高橋 良江  | 委員 | 公募委員                   |

○欠席委員（5名）

|        |    |               |
|--------|----|---------------|
| 高野 雅美  | 委員 | 越谷市手をつなぐ育成会   |
| 岡野 昌彦  | 委員 | 越谷市医師会        |
| 鈴木 弘子  | 委員 | ロービジョン友の会アリス  |
| 相澤 靖子  | 委員 | 埼玉県立越谷西特別支援学校 |
| 根本 ひかり | 委員 | 公募委員          |

○事務局出席者（１１名）

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 山崎 健晴  | 福祉部障害福祉課長       |
| 斉藤 秀樹  | 福祉部障害福祉課調整幹     |
| 黒沢 和人  | 福祉部障害福祉課副課長     |
| 近藤 陽介  | 福祉部障害福祉課副課長     |
| 高橋 成人  | 福祉部障害福祉課主幹      |
| 佐野 瞳   | 福祉部障害福祉課主任      |
| 丸岡 龍介  | 福祉部障害福祉課主任      |
| 金子 豊   | 子ども家庭部子ども福祉課長   |
| 市川 今日子 | 子ども家庭部子ども福祉課調整幹 |
| 飯島 克視  | 子ども家庭部子ども福祉課主幹  |
| 野中 奈保子 | 子ども家庭部子ども福祉課主査  |

１ 開会

開会后、事前配付資料、当日配付資料の確認を行った。

次に、越谷市社会福祉審議会条例第６条第３項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数 17 名のうち 12 名が出席しているので、会議が成立する旨を報告した。

２ 議事

議事については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第６条第２項の規定に基づき、小澤分科会長が議長となり進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第５条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴者１名が入場した。

協議事項

第６次越谷市障がい者計画策定に係るアンケート調査について

○第６次越谷市障がい者計画策定に係るアンケート調査の概要  
事務局から資料１に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

「４ 調査における基本事項」に関して、インターネット回答を取り入れるのは今回の６年度から始めるのか、前回もあったが今回もまたやるということか。

また、アンケート調査の回収率は大体どれぐらいのものなのか。

【事務局】

インターネット回答は、今回のアンケートから実施するものである。

回収率は、前回のアンケートの回収率が全体で 44.6%となっている。

【委員】

「３ 調査の対象者等」に関して、精神障がい者と高次脳機能障がい者の対象者に年齢の区分が記載されていない理由についてお伺いしたい。

【事務局】

精神障がいのある方については、精神障がい、元々年齢による区分が設けられていないことからこのような記載となっている。

高次脳機能障がいのある方については、システムによる抽出が困難なため、当事者団体に依頼させていただく予定であることから、年齢による区分けをしていない。

【委員】

「３ 調査の対象者等」に関して、「①身体障がい者（児）」、「②知的障がい者（児）」とあるが、この「児」の年齢は何歳を指すのか。

【事務局】

18歳未満の方を障がい児としている。

【議長】

18歳未満とされているのは児童福祉法が根拠となっている。

○障がいのある当事者に向けたアンケート調査項目案について

事務局から資料２－１に基づき主な変更点の説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

２ページの下から４行目における選択肢（案）の順番について、「３.就学時健診」の前に「４.保育園（所）・幼稚園・認定こども園に通い始めて」とあるが、就学時健診の

前に、保育園、専門の相談員や医療機関が先にあると思うため、選択肢（案）の並びを、年齢順にしたほうがわかりやすいと思った。また、「8. 小学校在学中」と「9. 成年後」の間があってもよいと思う。

3 ページの下から 2 行目について、選択肢（案）の他にも病院や電話相談窓口もあるとよいと思う。

4 ページの上から 4 行目について、「成年後見制度を利用しようと思うか」とあるが、回答にあたり、どのような制度か知っているのか気になる。

その下の行の「健康状態」について、選択肢に「1. 良好」とあるが、表現が相応しいのか気になった。小康状態や安定状態といった表現のほうがよいのではと思う。

5 ページの上から 2 行目について、選択肢「7. 自宅」とは訪問リハビリのことか。また、その下の行に「受けていない理由」の自由記述欄があるが、例が載っていると記述しやすいと思う。また、下から 2 行目について、選択肢 3 における「正社員」とは、一般就労か障がい者雇用のどちらを指すのか。

6 ページの上から 2 行目について、選択肢「9. 支援が得られず孤独」は、障がいについて理解されないことが原因で支援が得られないということか。また、選択肢「15. 相談相手がいらない」は、職場だと、上司や産業医といった相談相手がいらないということか。次に、その下の行について、選択肢 1 における「正社員」とは、一般就労か障がい者雇用のどちらを指すのか。また、選択肢「7. 就労できない」というのは、雇ってもらえないから就労できないという意味か。次に、その下の行について、選択肢 7 における「相談などの支援」とは、職場の上司や産業医のことを指すのか。

8 ページの一番下の行について、車いすの方から受ける相談で意見が多かったのは、電車に乗る際は、鉄道会社への連絡や乗る場所や時間の計算など多くの準備をするが、電車内に入っても、車いすなどを停めるフリースペースにベビーカーや大きな荷物があり、場所が使えなくて困っているということだった。このようなことを選択肢に入れることを検討していただければと思った。

9 ページの上から 3 行目の「新設問（案）」における「越谷市避難行動要支援者支援制度」は、制度の登録者が加入している自治会等がこの制度に賛同していることが条件で、その登録者に何かあったときに支援する制度なのではないか。公的な助けがあるわけではないということを周知したほうがよいと思った。

11 ページの下から 2 行目について、他者から介助者への理解が得られないことに孤独を感じるので、このようなことが選択肢にあればよいと思う。

【事務局】

それでは、順番に回答させていただく。

2 ページの下から 4 行目の選択肢（案）における年齢順の並びについては、ご意見として頂戴させていただく。

また、「8. 小学校在学中」と「9. 成年後」の間の選択肢の追加については、「10. その他」が、自由記述ができるようになっているため、ここで答えていただきたいと思う。これと同様に、この設問以外にも、選択肢の追加に関することについては、「その他」の自由記述で回答いただきたいと考えている。

【委員】

承知した。

【事務局】

次に、3 ページの下から 2 行目における虐待の相談・通報先の選択肢（案）については、ご意見として頂戴させていただく。

次に、4 ページの上から 4 行目における「成年後見制度」についてであるが、お手元の資料は、今回のアンケート項目を一覧にしているものであり、実際に対象の方に送付する調査票には、「成年後見制度を利用しようと思いますか」という設問と併せて制度の説明を入れさせていただく。また、その下の行の「健康状態」における選択肢の表現については、ご意見として頂戴させていただく。

次に、5 ページの「リハビリの受診状況」についてご意見をいただいたが、本項目を含め網掛けの行は削除する予定のためご承知いただきたい。また、下から 2 行目の「就労状況」の選択肢における「正社員」については、一般就労と障がい者雇用のどちらも含んだ意味合いとしている。

次に、6 ページの上から 2 行目の選択肢の表現については、ご意見として頂戴させていただく。また、選択肢「15. 相談相手がいない」については、上司等を含む、職場での周りの方など広い意味合いとしている。また、その下の行の選択肢における「正社員」について、先ほどの説明と同様、一般就労と障がい者雇用のどちらも含んだ意味合いとしている。また、選択肢「7. 就労できない」については、すべての理由を含んだ意味合いとしている。また、その下の行の選択肢「7. 相談などの支援」については、上司等を含む、職場での周りの方など広い意味合いとしている。

次に、8 ページの一番下の行における車いすの方の現状を踏まえた選択肢の追加については、ご意見として頂戴させていただく。

次に、9 ページの上から 3 行目の新設問（案）における「越谷市避難行動要支援者支援制度」については、先ほど説明した「成年後見制度」と同様に、実際に対象の方に送付する調査票には、設問と併せて制度の説明を入れさせていただく。

次に、11 ページの下から 2 行目における選択肢の追加については、ご意見として頂戴させていただく。

【委員】

承知した。

【委員】

9 ページの下から 3 行目の「自治会加入状況」は、削除するとのことだったが、災害や就労などの場面で人との繋がりが大切だと思う。一番近くの地域の繋がりである自治会への参加の状況について伺う必要はあると思う。

【事務局】

資料 1 のアンケート調査の概要で説明させていただいたが、項目の追加により回答者の負担が増えてしまうことを避けるため、削除させていただいた項目もある。その中で、「自治会加入状況」の項目は、前回のアンケートで結果を活用できていなかったため削除させていただいたが、その下の行の項目「友人・仲間とともに参加している活動/参加したい活動」において「6.自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動」の選択肢を設定しており、こちらで自治会等の地域活動の参加状況を伺える形となっている。

【委員】

承知した。

【委員】

5 ページの下から 2 行目の就労状況について、18 歳未満の高校生などは回答の対象となっているか。

【事務局】

この項目は、当事者の方の現在の状況を回答いただくもので、18 歳未満を含むすべての年齢の方を対象としている。

【委員】

承知した。

【委員】

先ほど「成年後見制度」の説明を付け加えるとあったが、説明の中に料金のことも追加していただきたいと感じた。

次に、7 ページの一番上の行とその下の行で、「障害福祉サービス別の利用状況」に関に関する設問があるが、内容が重複しているのではないか。

次に、8 ページの上から3 行目「今後の暮らし方の希望」における選択肢「2. 介助を受けてのひとり暮らし」について、「介助」という表現を「支援」という言葉に置き換えていただけたら少し響きが違うと感じる。同ページが一番下の行「通学、外出時に不便なこと」における選択肢「13. 他人の視線が気になる」について、視線が気になり精神面の症状が出やすいことがあるため、このことも追加していただきたいと感じた。

【事務局】

「障害福祉サービス等利用状況」の設問については、当日配布の参考資料「令和元年度アンケート抜粋」をご覧くださいとイメージしやすいと思う。一行目の設問では現時点の利用状況、二行目の設問が今後の利用希望を伺っている。

8 ページの上から3 行目「今後の暮らし方の希望」における選択肢については、ご意見として頂戴させていただくが、基本的には選択肢にないものは「その他」の自由記述で回答いただきたいと考えている。

【委員】

災害時の要支援者の登録は各自治会に任せられていると聞いた。自治会が制度に賛同していなかった場合、要支援者への支援が必要な状況になったときにどこへ訪ねていったらよいのか。通常だと要支援の方は広報紙等を見て制度を知り、自己申告で登録申請を行い、市が名簿を作成されていると思う。私は民生委員という立場でその要支援者の名簿を持っていたが、それはもう十数年前の名簿で、数年に一度ぐらい見直しが必要かと思う。私が担当している地区で10 人近くそういう方がいたが、確認するとすでにお亡くなりになったり、ご家族のもとに行かれたりして1 人もいないし、連絡もない。民生委員活動のほうにも、名簿をいただければ、私たちは地域の活動の中で対応できる。また、自治会によって制度に賛同していないところがあると、漏れてしまっている方もたくさんいると思う。先日も別のところで質問したら、自治会のほうにお任せするという回答だった。これはとても不公平ではないかと思う。「本当に私はこういうとき助けて欲しい」という方が、勇気をもって申請していると思うので、制度を統一化していただけたらと思う。アンケート内容とはそぐわず申し訳ないが、災害時の対応ということで、障がい者だけではなくて、高齢者も含んでいただけたらと思う。

【議長】

項目以外のことで、制度に関するご意見ということで承る。

アンケートは他にも調査票があり、関連する質問項目もある。次に移らせていただく中で、また振り返ってご質問いただいても差し支えない。

それでは、市民、障害福祉サービス事業者、障がい者を雇用する民間企業の調査項目案の説明をお願いします。

○市民向けアンケート調査項目案について

事務局から資料2-2(8月29日)差し替え分に基づき主な変更点の説明を行った。

○障害福祉サービス事業者向けアンケート調査項目案について

事務局から資料2-3に基づき主な変更点の説明を行った。

○障がい者を雇用する民間企業向けアンケート調査項目案について

事務局から資料2-4に基づき主な変更点の説明を行った。

質疑等(要旨)

【委員】

障がい者を雇用する民間企業は、越谷市では何社ぐらいあるか。以前、従業員が200人以上の企業は、障がい者を何人雇用しなければならないという法律だったが、現在は従業員数40人以上の事業者ということになると、中小企業になるのか。

【事務局】

民間企業について、何社が雇用しているかという数字を持ち合わせていない。先ほど説明でも申し上げたが、このアンケートは市の就労支援センターが、支援に関わりのある企業から抽出して調査票を送らせていただく形を考えている。

また、障がい者雇用に関することは何度も制度が見直され、雇用率のパーセンテージも改正されている。現在は40名以上の従業員の企業は障がいのある方を雇う義務があり、中小企業でも雇用する義務が生じている。

このような企業の雇用状況等を把握するため、本市の就労支援センターという、障がいのある方の就労を支援する窓口があり、そこで繋がりのある企業に今回のアンケート調査への協力を依頼する。

【議長】

補足すると、今年の4月から40人以上の従業員の企業に雇用義務があるというように法改正されたが、障害者雇用納付金の納付が発生するのは従業員数101人規模以上の企業で、民間企業の法定雇用率は4月から2.5%に改正されている。

【委員】

ハローワークの中に、障がい・難病に特化した相談員の方がいらっしゃる。あまり知らない方も多いと思うので、お知らせさせていただいた。

3 その他

事務局から次回会議の開催予定について説明があった。（令和7年2月頃）

4 閉会

閉会に伴い、高橋副分科会長より挨拶をいただいた。

（以上）